

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

(8 月 定 例 会 議 事 録)

令和2年8月11日(火) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 8 名)

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 長 森 健 樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 池 田 幸 正 | 4. 堀 江 政 由 |
| 5. 仁 木 紹 祐 | 6. 尾 島 宏 明 | 8. 坂 本 弘 治 | 9. 筒 塩 清 美 |
| 10. 寺 元 久 郎 | 11. 岡 田 成 子 | 12. 大 塚 毅 | 13. 吉 野 夏 己 |
| 14. 高 山 一 英 | 15. 大 山 正 志 | 16. 植 本 幸 男 | 17. 竹 内 隆 一 |
| 18. 太 田 裕 恭 | 19. 山 下 英 男 | | |

欠 席 委 員 (1 名)

7. 小島 仁太郎

事 務 局 (8 名)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 吉 田 局 長 | 高 橋 次 長 | 都 井 主 事 | 今 井 主 事 |
| 三 宅 主 査 | 小 椋 主 任 | 濃 野 主 幹 | 門 村 主 事 |

議 事

- 議案第 31号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 32号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 33号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 34号 非農地証明願承認について
- 議案第 35号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 36号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
- 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長 定刻より少し早いですが、皆さんそろわれたということで、令和2年8月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中、18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、7番小島委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長 失礼します。今日は、暑い中お越し下さりまして誠にありがとうございます。長い梅雨が明けましたが連日猛暑でありまして、農作業を行う際にはこまめに水分補給をして熱中症等には十分注意いただきたいと思います。それと同時に皆さまにはコロナ対策も合わせまして十分配慮いただきたいと思います。今回は改選後初めての定例会でございます。また、農地最適化推進委員さんもお見えでございますので改めて農業委員会業務につきまして、私の思いも述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

皆さんご存じの通りですが、農業委員会の業務について法定業務であります農地法3条、4条、5条の審査業務と担い手の育成、新規営農者の就農支援等、農業振興に係る任意業務がございます。吉野さんを除く農業委員さんに担当地区を持っていただきまして農地の見回りをさせていただいております。まずは、先ほど言いました法定業務である農地法3条4条5条の審査を中心にに行いまして耕作放棄地の抑制、また遊休農地の発生防止、さらに違反転用の解消などを地区担当の農地最適化推進委員を通じて行って参りたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、まず、運営委員会の報告を太田委員からお願ひします。

太田委員 長 失礼します。先ほど開催されました第5回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、委員改選後に開かれる最初の運営委員会でございます。

議事として、委員長の選出を協議し、互選により、私、太田が委員長に就任いたしました。続いて、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思ひますので、よろしくお願ひします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名人を指定させていただきます。3番池田委員、4番堀江委員、お願ひします。続きまして報告でございますが、美作地区農業委員会女性農業委員会議、7月29日開催の報告を井家上委員の方からお願ひします。

井家上委員 はい、私から報告をさせていただきます。

《 報告 》

以上でございます。ありがとうございました。

長森会長 ありがとうございます。それでは、議案に入らせてもらいます。議案第31号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明をお願ひするのですが初回でございますのでまず、制度説明をお願ひします。

事務局 (津山) はい、失礼します。今回の定例会は、改選後の初めての定例会で、新任の委員さんもおられることもあり、議案の説明に先立ち、先日配布しました法規及び資料を用いながら、それぞれの制度の説明をさせていただきます。

《 制度説明 》

それでは、改めまして議案第31号の説明をいたします。今回、津山地区から3件、勝北地区から1件、久米地区から4件、合計8件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが岡山市南区の78歳の女性から、総社の31歳農業を営む

男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、二宮の45歳の男性から、上田邑の71歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-3についてですが、上田邑の82歳の男性から、同じく上田邑の79歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。

以上、津山地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、加茂町百々の69歳女性から市場の49歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1、5-2は一色の70歳農業を営む男性と、一色の70歳農業を営む男性の交換による所有権移転です。

続きまして、5-3は油木上の69歳の男性から、美咲町の62歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。

続きまして、5-4は油木下の71歳の女性から、油木下の33歳社員の男性への増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。

詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第31号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。

大 山 委 員 1区の大山です。1-1ですが、先ほど事務局が説明されたように許可要件は全て満たしておりますので問題ないと思います。

池 田 委 員 3番池田です。1-2について、説明にある通り問題ないと思います。

尾 島 委 員 1-3ですけど、これも同じく問題ありません。よろしくをお願いします。

筒 塩 委 員 6番尾島です。4-1について説明します。先ほど事務局の説明したとおり問題ございませんのでよろしくをお願いします。

太 田 委 員 9番筒塩です。5-1、5-2については先ほど事務局の説明したとおり問題ございませんのでよろしくをお願いします。

太 田 委 員 18番太田です。5-3については渡人が耕作できなくなり困っていたところ受け人が「頑張ります」と言って受けました。周辺にはこのような土地がほかにもあり、受け人が1ヘクタール程受け取ることになりそうです。この案件については贈与で土地を受け取るようになっております。

5-4については亡くなった方、渡人のお兄さんが椎茸を作っており、田んぼにはやりにくい土地で、進入路を作って果樹を育てていました。農業委員会にも果樹を出来る人を紹介してくれと頼まれていました。出来る人を連れて行ったが遠いということで折り合いが合わず、結局、若いお孫さんが行うことになったということで、別段問題が無いのでよろしくをお願いします。

長 森 会 長 只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご意見ありますか。

* ありません。

長 森 会 長	無いようでしたら採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
* 長 森 会 長	《 多数、挙手 》 はい。賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、議案第3
事務局（津山）	2号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明願
	います。 それでは、議案第32号の説明となりますが、先ほどの第3条と同様に、制度の
	説明をさせていただきます。農地法第4条と第5条については、その違いはわずか であるため、合わせて説明させてください。
	《 制度説明 》 では、議案の説明に移りたいと思います。
	今回、津山地区から2件、加茂地区から2件、勝北地区から1件、久米地区から 3件の、合計8件の申請です。議案書のページは、3ページから4ページです。そ
	れでは、議案書をもとに説明します。
	1-1番・靱保の畑、2,877㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種 に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設 の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、靱 保にお住いの51歳団体職員の女性です。これまで兼業農家として耕作を行って いましたが、勤務しながらの耕作が困難となってきたことから、生活資金の一助と なる収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあ たり、境界部分については、現状のまま使用し、雨水排水については、既設排水路 を使用するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。 靱保町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地も ないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
	1-2番・押入の田、2,477㎡の件についてです。この件につきましては、この あとご審議いただく5ページの議案第33号1-1番と関連する議案になり、一体 的な事業計画となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種 と判断しています。転用目的は貸倉庫で、施設の概要は、鉄骨造2階建て全高7.9 m程度の倉庫1棟です。転用事業者は、高野本郷にお住いの43歳歯科医師の男性 です。申請地と借り受ける土地を一体的に整備し、貸倉庫を建築し、津山市東部の 配送拠点の集約化を検討している運送業者に貸し付けるため転用するものです。転 用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水につい ては、敷地内周に水路を設け、既設排水路に接続させ、生活雑排水については、合 併浄化槽で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画とな っています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と賃貸借契約書 の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区 分から見ても問題ないものと考えます。
	津山地区の説明は以上です。
事務局（加茂）	続きまして、加茂地区の説明をいたします。
	2-1番・加茂町公郷の田、679㎡の追認案件についてです。この件につきま しては、このあとご審議いただく6ページの議案第33号2-1番と関連する議案に なり、一体的な事業計画となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないた め、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場です。転用事業者は、押 入にお住まいの67歳、会社役員の男性です。平成11年頃、自身の経営する会社 の規模拡大に伴い、会社の倉庫の隣に露天資材置場を整備し、会社に貸し付けて いたものです。転用にあたり、周囲は既存の法面を利用し、雨水排水は自然浸透さ せるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認して おります。東地区大井手水利組合からの承諾書と使用貸借契約の写しの提出を受 けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題 ないものと考えます。
	続きまして2-2番・加茂町公郷の田、1,215㎡の件についてです。農地区分

は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、大阪市にお住いの79歳無職の男性です。相続をした土地で、申請者が大阪市在住であり、農地としての管理が難しいことから、収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既設の畦畔を利用し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小渕下井手水利組合より差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・下野田の田、81㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は敷地の拡張で、施設の概要は進入路です。転用事業者は、川崎にお住いの72歳無職の女性です。既存宅地への進入路として、使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周の排水路から集水桝に排水し、既存排水路に接続、申請地の土砂はコンクリートを敷設し隣接地や既存排水路への流入を防止し、生活雑排水は既存の公共下水道に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。下野田町内会長から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・坪井下の田、1,188㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市にお住いの67歳自営業を営む男性です。農業後継者がおらず、申請者も岡山市在住のため農地の管理が困難であり、荒地対策および収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、申請地は周囲より50cm程度低くなっており、雨水排水については、北側の既存水路に排出させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。向井手水利組合から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

5-2番・坪井下の田、874㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、5-1番と同じ方です。農業後継者がおらず、申請者も岡山市在住のため農地の管理が困難であり、荒地対策および収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、申請地は周囲より50cm～2m程度低くなっており、雨水排水については、南側の既存水路に排出させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。向井手水利組合から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

5-3番・久米川南の畑、198㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場で、施設の概要は貸露天資材置場及び貸露天駐車場です。転用事業者は、久米川南にお住いの50歳NPO法人役員の男性です。自身が代表を務めているNPO法

人の資材置場及び駐車場が手狭となっていたことから、申請地を使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、隣地との高低差があるため、東側の関連地以外の周囲に高さ4m程度の擁壁を設置し、雨水排水は自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。谷奥池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第32号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、地区担当委員から、ご意見をお願いします。

大 山 委 員 1区の大山です。1-1についてですけれども、町内会の許可があったということで問題はないと思います。この方はほとんど農業をしていないということで、荒れてしまうよりはこのように有効利用をするのはよいのではないかと思います。

高 山 委 員 14番高山です。1-2について説明します。事務局の説明通り拠点を移すための集配センターの要望があったということで貸し倉庫を自分で建てて貸し付けるということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

竹 内 委 員 17番竹内です。2-1ですが平成11年頃から露天資材置場と使っているので問題ないと思います。

2-2ですが、他の農地と離れていて耕作ができないような土地ですので、問題ないと思います。

岡 田 委 員 11番岡田です。4-1ですが事務局が説明したとおり問題ないと思います。よろしくをお願いします。

植 本 委 員 16番植本です。5-1と5-2につきまして両方も、線路と小川の間のということで隣地の影響も少なく問題ないと思います。よろしくをお願いします。

大 塚 委 員 5-3について、追認案件ですが事務局の説明通り問題無いと思います。

長 森 会 長 はい、ありがとうございます。事務局並びに地区担当委員の説明がありました。皆さん質問等、ございましたらどうぞ。

*
長 森 会 長 ありません
よろしいですか。

*
長 森 会 長 はい。

*
長 森 会 長 ないようですので採決をとります。賛成の方は挙手でお願いします。

*
長 森 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫
はい、賛成多数という事で議案通り承認いたしました。続きまして議案第33号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします
事務局、説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第33号の説明をいたします。
今回、津山地区から所有権移転4件、賃貸借権設定1件、加茂地区から所有権移転1件の計6件の申請です。議案書のページは、5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・押入の田、1,044㎡、賃貸借権設定の件についてです。この件につきましては、先ほどご審議いただきました3ページの議案第32号1-2番と関連する議案になり、一体的な事業計画となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸倉庫で、施設の概要は、鉄骨造2階建て全高7.9m程度の倉庫1棟です。転用事業者は、高野本郷にお住いの43歳歯科医師の男性です。申請地と自己所有地を一体的に整備し、貸倉庫を建築し、津山市東部の配送拠点の集約化を検討している運送業者に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内周に水路を設け、既設排水路に接続させ、生活雑排水については、合併浄化槽で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転

用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・高野本郷の田、2,377㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.3m程度の建売住宅6棟及び木造平屋建て全高4.9m程度の居宅2棟、合計8棟で建ぺい率は25%です。転用事業者は、吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁のほか、新設で擁壁を設け、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画であることを確認しています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・東一宮の田、801㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は勝田郡勝央町に本店を置く資本金の額800万円の株式会社で、主な事業は不動産管理業です。申請地を貸露天駐車場として整備し、近隣の医療機関に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁を利用するほか、コンクリート擁壁を設け、雨水排水は、擁壁内周に排水路を設け、既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・東一宮の田、740㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は上河原に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び法面により対処し、雨水排水については、溜枿を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・上横野の田、273㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は岡山市に本店を置く資本金の額5万円の合同会社で、主な事業は太陽光発電業です。申請地西側で太陽光発電施設を稼働させていますが、保守、点検のための車両駐車場や補修する資材置場がないことから、申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については、東側排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上横野町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この案件は、5月の委員会において、水路を損壊し土砂流出等下流域の営農への懸念が生じており、原状回復されていないことから不承認とされたものですが、今回は原状回復が完了したことを受けての申請がなされたものです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区分を説明させていただきます。

2-1番・加茂町公郷の田、735㎡、所有権移転の追認案件についてです。この件につきましては、先ほどご審議いただきました議案第32条2-1番と関連する

議案になり、一体的な事業計画となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、加茂町公郷に主たる事務所を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は建設業です。平成11年頃、自身の経営する会社の規模拡大に伴い、会社の倉庫の隣に露天資材置場を新設するため、整備し使用していたものです。転用にあたり、申請地の西側に石垣を施し、東側は既存の法面を利用するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。東地区大井手水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第33号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。それでは地区担当委員からご意見を申し上げます。

高 山 委 員 14番高山です。1-1と1-2についてご説明します。

1-1は、事務局が先ほど言われた通り本人の土地も含めて倉庫を建てて貸し付けるという案件で問題ないと思います。

それから1-2の方ですが、渡人が大阪の方におられて、土地を建売住宅にするということで、問題ないと思います。

仁 木 委 員 1-3、東一宮については、事務局の説明通り問題ないと思います。よろしくお願ひします。

また、1-4も同じく問題ないと思います。よろしくお願ひします。

長 森 会 長 次、1-5、上横野の件ですけれども事務局の説明でもございましたが損壊した水路が補修できていないということで5月の委員会でも不許可にいたしました。再度、中井推進委員とともに確認しましたら、完全に整備されており問題ないとのことでした。よろしくお願ひします。

竹 内 委 員 17番竹内です。2-1ですが事務局からの説明通り問題ありません。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明、地区担当委員からの意見がありました。これにつきまして、ご質問等ありませんか。

ありません。

長 森 会 長 無いようでしたら採決をとります。賛成の方は挙手でお願ひします。

《 多数、挙手 》

長 森 会 長 はい、賛成多数という事で議案通り承認されました。続いて議案第34号非農地証明願承認について上程します。

事 務 局 失礼します。それでは農地証明等の取扱いについて説明させていただきます。

《 制度説明 》

説明については以上になります。

長 森 会 長 それでは大山委員、お願ひします。

1区、大山です。1-1は、平成16年頃から宅地として農機具を置いたり農作業場として使ってしまった、致し方ないと思います。お願ひします。

長 森 会 長 はい。では、次。

高 山 委 員 14番高山です。1-2、1-3、1-4について説明します。

1-2は、先ほど言われたように昭和48年から宅地の一部として利用されてきました。

1-3は、平成元年頃から宅地として使われていました。

1-4は平成18年頃から駐車場、進入路として使われておりました。全て雑種地ということです。致し方ないと判断しております。

井 家 上 委 員 2番井家上です。1-5と1-6の説明をいたします。

1-5、福井の方ですが、今、家は空家になっております。ご両親も亡くなられ、この方、二男なんですけれども河辺に出ておられて、後を宅地にしていなかったということで、畑を宅地にするということです。

1-6は瓜生原で、私と中村推進委員で確認させていただいております。墓地は

			20㎡以下ということですが墓地の管理地、進入路と墓地の合計で24.41㎡ということですが問題ないと思います。お願いします。
池田	委員		3番池田です。先ほど言った河川敷のところ、一段下がったところで、かなり昔に区画整理がされたところで、もう年だということできないといわれた。よろしくお願いします。
長森	会長		1-8山方ですけれども20年ほど前から宅地の一部になっております。やむを得ないのでお願いします。
岡田	委員		11番岡田です。4-1について、平成3年ごろに新築したときに、庭と進入路をつくられており、仕方ないと思います。
			4-2も同じです。よろしくお願いします。
長森	会長		はい、ありがとうございました。ただ今、説明してもらったのですが、何か質問等ございますか。
	*		ありません。
長森	会長		ないようなので採決を取りたいと思います。議案第34号非農地証明願承認についてについて賛成の方は挙手お願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森	会長		挙手多数ということで承認されました。続きまして、議案第35号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。お願いします。
大山	委員		1-1、総社ですが、この方は北海道の方で津山のことを全く知らないということで写真等を見させてもらい原野化になっていることを確認しました。よろしくお願いします。
池田	委員		1-2、これは仕方ないと思いますのでよろしくお願いします。
山下	委員		6月23日に会長、事務局、私とで現地確認をしております。2-1から2-5、2-7は、お配りしてる写真の通りなので山で元には戻らないと思います。
			それから、2-6はこの田んぼの入り口に家が建ちまして進入路に塀ができて重機が入れず、これも仕方がないなと思います。よろしくお願いします。
植本	委員		16番植本です。5-1について、山の奥の方で山林原野化になっております。仕方ないと思います。
長森	会長		ありがとうございました。只今、委員の方から説明がありましたが何かご意見ございますか。
	*		ありません。
長森	会長		ないようでしたら、採決を取ります。議案第35号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について賛成の方、挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森	会長		賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、議案第36号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局			失礼します。それでは制度と議案の説明をさせていただきます。
			《 制度説明 》
			それでは、議案第36号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、13ページから14ページです。14ページに集計表を載せております。
			今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区3件、加茂地区2件、勝北地区1件、久米地区2件の計8件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第36号の説明は以上です。
長森	会長		はい、ありがとうございました。議案第36号の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございましたらどうぞ。

長	森	会	長	ありません。
				ないようですので採決をいたします。議案第36号農用地利用集積計画の承認について賛成の方挙手をお願いします。
長	森	会	長	《 多数、挙手 》
				賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、議案37号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		まず、制度の説明をさせていただきます。
				《 制度説明 》
				それでは15ページ議案第37号について、説明いたします。今回、津山地区から1件のみの申請です。
				この申請は、相続により取得する農地に対し、「相続税の納税猶予制度」を適用するために、相続人から証明願が出されたものです。この度申請者の農地について現地確認をしたところ、全ての農地を効率的に利用し、適正に管理し農業経営を行っていましたので、適格者としての要件を満たしていると考えられます。
				議案第37号の説明は以上です。
長	森	会	長	はい、ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございましたら
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決をいたします。議案第37号について賛成の方は挙手をお願いします。
				《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、議案37号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認は議案通り承認されました。続きまして、報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明をお願いします。
事	務	局		失礼します。まず制度の説明をさせていただきます。
				《 制度説明 》
				それでは、報告第4号について説明します。議案書のページは16ページから21ページです。
				今回は、相続によるものが9件52筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
				その他詳細は議案書のとおりです。報告第4号の説明は以上です。
長	森	会	長	はい、ありがとうございました。報告第4号の説明はお聞きいただいた通りでございます。続きまして、その他に移ります。何か議事に関することがありましたらどうぞ。
				ありません。
長	森	会	長	ないようでございますので議事は終了しました。事務局から次回の定例会についての説明をお願いします。
事	務	局		事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、9月の定例委員会ですが、9月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、9月の定例委員会ですが、9月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。
				運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しく下さい。また、今年度の定例会開催日や申請締切日などを記載した一覧をお配りしております。ご予約を立てる際には、開催日をこちらにてご確認いただければと思います。
				事務局からの連絡は、以上でございます。
長	森	会	長	それではこれを持ちまして定例会を終了いたします。

(1 5 : 3 5 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
